

令和 2 年 11 月 21 日
第 1 回 環境保全協定検討委員会
浅川清流環境組合

検討事項の説明について

環境保全協定検討委員会の進め方について、次のとおり提案をいたします。

1. 検討委員会の設置について 資料-2

- ①委員への委嘱
- ②委員の紹介
- ③委員会の検討事項及び目的の確認
- ④協定の名称の確認
- ⑤委員会の開催回数やスケジュールの確認

11月21日 第1回委員会

2月6日 第2回委員会

2月中に、内容をまとめ、各委員へ委員会の報告案を提示

3月 委員会の報告案の承認。公表基準の決定。(検討委員会(予備回))

3月以降、管理者へ報告。準備の整った自治会から協定締結の事務手続き。

4月以降、専門家委員会の設置。

2. 協定に関する検討 資料-3

協定では、これまでに明確ではなかった次の内容を明示する。

災害廃棄物の受け入れ(第1条第3号)、軽故障時の立ち下げ(第2条第5項)、公表基準(第2条第6項)、専門家委員会の設置(第3条第4項)、苦情処理の手順(第7条)

⇒①協定の方向性の説明・確認

3. 公表基準に関する検討 資料-4

公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態による運転停止の際の公表に関する基準を明確にするために定める。(第2条第6項)

⇒①公表基準の方向性の説明・確認

4. これまでの経過説明

①環境保全基準及び運転停止再開方針の策定の経緯について 資料-5

②基準値の考え方の説明 資料-6

③先行事例との比較 資料-7

参考資料:①公害防止協定の例、②運営基準検討委員会配布資料

5. その他